

# 國學院大學學術情報リポジトリ「K-RAIN」

中世春日社年中行事の成立過程と藤原撰関家：  
節日行事を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 國學院大學研究開発推進機構伝統文化リサーチセンター 公開日: 2023-02-09 キーワード: 節日行事, 春日社, 撰関家, 藤原忠実, 朱器台盤 作成者: 鈴木, 聡子 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00001942">https://doi.org/10.57529/00001942</a>

# 中世春日社年中行事の成立過程と藤原摂関家

## ―節日行事を中心に―

鈴木 聡 子

### 要旨

中世における神社年中行事の中で、重要な位置づけをもつて盛んに行われていた節日行事を中心に行事の成立過程を明らかにすることを目的とする。本稿では、当時、二十二社の一つであり、藤原摂関家・藤原氏長者の氏神社として神社の中心的存在であった春日社を対象に解明していく。氏長者を筆頭とする藤原摂関家において家の節日行事の重要性と、氏長者中心の摂関家をめぐる社会状況が、春日社節日行事の成立要因となっていた。保安年間に関白・氏長者の願いで寄進の対象となった節日行事は、藤原忠実・藤原忠通父子と深く関わりのある行事であった。この頃、摂関家における節日行事は、氏長者を象徴する朱器台盤が用いられ、摂関家内の氏長者の位置づけと公卿の和合を強化するための重要な役割を果たす行事として行なわれていた。忠実が氏長者として就任した時、暫く摂関職に就けなかった事による地位の不安定さに摂関家内の統率力・結束力の弱体化が露見した。このため氏長者が春日社の祭祀を管理する権能を有していたことにより、この状況の打開を祈念するために、氏長者を就任した康和元年から関白に就任する長治二年の間に、春日社節日行事が成立したことを導き出した。

### キーワード

節日行事、春日社、摂関家、藤原忠実、朱器台盤

### はじめに

中世に神社で行なわれていた年中行事については、全国の神社において、神社年中行事書が記されている。これらの史料からは、気候の変わり目などに祝祭を行う日であった「節日」に、節日行事が行われていたことがうかがえる。神社によつては、年間を通して最も大きな行事として行なわれていた例もあり、また、神職組織の序列化、秩序維持を保つための重要な役割を担う行事として、中世を通して盛んに行なわれていた<sup>1)</sup>。

この節日行事は、いついかなる目的で神社の年中行事として行なわれるに

いたっただろうか。朝廷においては、節日の行事は早くから行われていた。養老雑令四十諸節日条では、「正月一日、七日、十六日、三月三日、五月五日、七月七日、十一月大嘗日皆為「節日」と節日を規定している。その後、嵯峨天皇の弘仁十二(八二二)年に撰進された行事書の『内裏式』には、元正会・七代会式・十六日踏歌式・上卯日献御杖式・五月五日観馬射式・七月七日相撲式・九月九日菊花宴式・十一月新嘗会式などの雑令節日条にそつた儀式が載せられており、以後平安時代を通じて継承されていった<sup>2)</sup>。

この神社の節日行事については、研究が進んでいないのが現状である。しかし、あまり着目されずにきている神社の節日行事の成立過程を明らかにす

ることは、中世神社祭祀の実態を説明することに繋がり、大変意義のある問題といえよう。

本稿では、神社の中でも平安時代に氏神祭が国家祭祀の公祭となり、また、二十二社の一つとして中世における神社の中心的存在に位置づけられていた春日社を対象にしてみたい。春日社は、藤原撰関家を中心とする藤原氏の氏神社である。藤原氏の氏長者は、氏神社である春日社の祭祀及び社の管理をする権能を持つており、また、祭祀の多くは氏長者を中心に行なわれていることが指摘されている。そのため、春日社の節日行事の成立過程をみていく際には、春日社に対する藤原撰関家・氏長者の関わりをみる必要といえよう。このような観点から、以下に考察を進めていきたい。

### 一 【春日社年中行事と撰関家との関わりについて】

#### ① 【春日社の節日行事記事の初見史料】

春日社の節日行事については、寿永三（一一八四）年二月十八日「後白河上皇院庁下文」（『春日大社文書』）が初見史料としてあげられる。

件御牧者相<sup>一</sup>伝撰政治家<sup>二</sup>御領也、而保安之比、有<sup>三</sup>殊御願<sup>四</sup>當社毎月三旬御供・二季神樂・五節供・長日社頭御宿直、旁神事用途料、所<sup>レ</sup>被<sup>二</sup>寄進<sup>一</sup>也、

撰関家領である撰津国の垂水東牧が、保安年間（一一二〇～一二四）頃に撰政治家の御願によつて「當社毎月三旬御供、二季神樂・五節供・長日社頭御宿直」などの神事用途料として寄進されたことが示されている。

この史料の中で、「而保安之比、有<sup>三</sup>殊御願<sup>四</sup>」とあるように、撰政治家においては保安年間にとりわけ御願があり、春日社の行事に神事用途料が寄進されている。この時期に撰政治家はどのような経緯から、春日社に祈願をしたの

だろうか。まず、当時、藤原氏の氏長者で関白であった藤原忠実について着目したい。

『中右記』保安元（一一二〇）年十一月十二日条によると、

（中略）仰下云、関白可<sup>レ</sup>停止文書内覽事<sup>一</sup>者、仍乍<sup>レ</sup>驚馳来也、加賀介家定朝臣聞<sup>二</sup>此事<sup>一</sup>、為<sup>レ</sup>告<sup>レ</sup>事馳<sup>三</sup>參殿下<sup>二</sup>了、予聞<sup>三</sup>件旨<sup>一</sup>神心迷乱、不<sup>レ</sup>知<sup>三</sup>前後<sup>一</sup>、入<sup>レ</sup>夜相<sup>三</sup>具宗成<sup>一</sup>、從<sup>二</sup>東御門方<sup>一</sup>馳參、於<sup>三</sup>東面<sup>一</sup>見<sup>三</sup>參殿下<sup>一</sup>、凡不<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰<sup>二</sup>左右<sup>一</sup>、只運盡之由被<sup>レ</sup>仰許也、次參<sup>三</sup>參殿<sup>一</sup>、申<sup>二</sup>件旨<sup>一</sup>、夜半帰<sup>レ</sup>家、衆口傲々、是天之令<sup>レ</sup>然也、後聞、左大臣未時參<sup>二</sup>杖座<sup>一</sup>、先召<sup>二</sup>大外記師遠<sup>一</sup>仰下云、太政官所申之文書、宜<sup>レ</sup>停止<sup>二</sup>内覽<sup>一</sup>白<sup>レ</sup>者、次右中弁源雅兼朝臣被<sup>レ</sup>仰<sup>二</sup>件旨<sup>一</sup>、右中弁仰<sup>二</sup>左大史重基<sup>一</sup>、大夫史不<sup>二</sup>出仕<sup>一</sup>間也、

とあり、保安元年十一月十二日に時の氏長者・関白であった藤原忠実は内覽停止を被らされている。この背景には、娘の勲子を白河院の熊野詣中に院との交渉をとらずに無断で鳥羽天皇へ入内をさせた事が要因で、院の激しい怒りに触れ忠実の内覽停止へとつながった。その後、『皇代曆』保安二（一一二二）年正月十七日条には、「如<sup>レ</sup>本忠実蒙<sup>二</sup>内覽宣<sup>一</sup>」とあり、忠実は内覽の停止が解かれ復帰する。また、『皇代曆』保安二年正月二十二日条には、「辞退、同日、内大臣忠通蒙<sup>二</sup>内覽宣旨<sup>一</sup>、<sup>廿五</sup>」とあり、自身は辞退し、嫡男忠通が内覽宣旨を受ける。

忠実の時代は、世襲による撰関家継承が確立した時期であり、保安元年の内覽停止という官職停止は家の存続を危機的な状況にしたものであった。

春日社の「毎月三旬御供・二季神樂・五節供・長日社頭御宿直」に対しての神事用途料の寄進は、保安年間の内覽停止という官職停止の危機における、復職のための個人の御願と、更には世襲による撰関家の継承という家の存続・繁栄のための御願であったと考えられる。このとき、春日社の行事である「毎

月三旬御供・二季神楽・五節供・長日社頭御宿直」は、藤原撰闕家・氏長者にとつて極めて重要な行事として位置づけられていたと言えるだろう。

そして、興味深いことに、垂水東牧の寄進をうけた行事の内、五節供以外の三つの行事は、保安年間頃に成立しているのである。以下、この三つの行事の成立について考察していききたい。

## ②【保安年間頃の節日行事成立について】

### (i) 恒例二季御神楽と旬祭の成立について

『中臣祐賢春日御社縁起注進文』によると、

一 保安二年十月九日、関白殿下毎月三旬御供始被<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>備<sub>レ</sub>之、同三年三月十四日、始被<sub>レ</sub>始<sub>レ</sub>行御神楽<sub>一</sub>了、

とあり、保安二年に三旬御供が、また保安三(一一二二)年三月十四日に御神楽が、関白であった藤原忠通によつて始められたことが記されている(8)。

後世の史料の『近衛家所領目録』建長五(一一五三)年によれば、

### 一 年貢寄<sub>二</sub>神社仏寺<sub>一</sub>所々

撰津国垂水東牧

西条年貢預給(字)御中  
以年貢充春日社御供并二季神楽

として、撰津国垂水東牧が、春日社の旬御供と二季神楽に充てられていたことがうかがえる。保安頃に寄進された垂水東牧を、行事の用途料として用いられていることから、この両行事は保安年間における撰闕家の御願を受けて成立した行事ということが理解できる。

### (ii) 長日社頭御宿直について

藤原忠実が、春日社頭において最勝講、唯識講、大般若講を長日御祈して

いたことは、『殿曆』嘉承二(一一〇七)年七月十日条「今日於<sub>二</sub>春日御社<sub>一</sub>始<sub>二</sub>長日祈<sub>一</sub>」、『中右記』嘉承二年七月十日条で「関白殿、於<sub>二</sub>春日御社<sub>一</sub>長日御祈被<sub>レ</sub>始、以<sub>二</sub>僧五口<sub>一</sub>最勝講、唯識講、各一様并大般若」と記されることからうかがえる。

永久四(一一一六)年、忠実によつて春日御塔が建立されると、この塔で唯識会が行なわれる様子が、『中右記』元永元(一一一八)年三月十五日条で次のように記されている。

殿下從<sub>二</sub>今日<sub>一</sub>於<sub>二</sub>春日御社御塔<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>唯識会五日十座<sub>一</sub>、講師十八人行事左中辨為隆朝臣、藤氏緒大夫八人同被<sub>二</sub>下遣<sub>一</sub>云々、是毎年恒例之勤也、件会次第依<sub>レ</sub>仰書進了、御願文式部大輔在良朝臣草進云々、

初後有<sub>レ</sub>舞、先早且可<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>件会<sub>一</sub>由有<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>幣本社<sub>一</sub>也、

初日、朝尾講師少位都定領、問者唯識五、御夕座已講清朝、問者唯識得業

第二日、朝已講清實、問者唯識得業、夕已講覺齋、問者唯識得業

第三日、朝已講信永、問者信慶得業、夕已講信長、問者忠能得業

第四日、朝得業良賢、問者宗延、夕得業經敷、問者實規

初日朝座第五日夕座有舞、

春日御社御塔において唯識会が行なわれた初見史料であるが、「被<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>唯識会五日十座<sub>一</sub>」とあるように五日間行われていたことがうかがえる。この唯識会は「毎年恒例之勤也」として、春日社御塔の建立により唯識会が恒例の行事となつていたと考えられる<sup>(9)</sup>。また、保安二年三月の唯識会では、今後の忠通の栄華を盛んなものとし、さらなる氏族安穩などを祈る表白が『本朝続文粹』巻十二「唯識会表白」に収められている。

この春日社御塔の唯識会は、『中臣祐賢春日御社縁起注進文』に「長日唯識講」と称されていることなども考え合わせると、保安年間の御願において寄進された「長日社頭御宿直」は、春日社頭の御塔で行なわれていた長日唯

識講の際に寄進されたものと考えられる。

③【春日社行事と藤原撰関家・氏長者の関わりについて】

以上、節日行事の初見史料に見られる撰関家の寄進を受けた行事(三旬御供・二季神楽・長日社頭御宿直)の成立に触れ、藤原忠実、忠通の父子が密接に関わる行事であったことをみてきた。すなわち、これらの行事には、藤氏長者における時代背景を反映し、また藤氏長者の御願によって創始されている。

春日社の年中行事は、春日祭・御八講・若宮祭・二季神楽・三旬御供・節供などの行事で主に構成されていることが中臣祐定の記した『安貞三年所謂寛喜元年恒例臨時御神事日記』からみることができ、本章で触れた以外の行事の春日祭・御八講・若宮祭も、同様に氏長者の働きかけによって創始されていることが、これまで先学達による各研究で示されている。

このように、春日社の年中行事は藤氏長者によって創始していることがうかがえたが、氏長者と春日社行事との間には他にどのような関わりがあったのだろうか。

まず、春日社で実際に行事を執り行う社司に関して、『春日社社司補任記』から例としてあげると、大中臣宗幹の神主の補任に「貞元元年拜任正神主、関白堀江兼通」と関白藤原兼通によって補任されており、春日社に始めて常駐した神主である大中臣為元は、「正暦三年補任正神主、関白法興院兼家公、始置常住神主職」と関白藤原兼家によって補任されている。また、保安年間に行事を創始した藤原忠実の代の神主大中臣惟房も「永久三年十一月五日補任正神主直任関白知足院忠実公」とあるように、春日社社司の役職は時の撰関家氏長者によって役職を補任されている。

時代が下るが、『安貞三年所謂寛喜元年恒例臨時御神事日記』安貞三(一一二九)年三月九日条によると、「恒例二季御神楽可被勤行之由、自近衛禪定殿下被仰下之間、年預泰宗存其旨之處、自当殿下九条殿可被押之由被仰下之間、俄違乱」とあり、恒例二季御神楽の勤行に関して、近衛禪定殿下(近衛基通)からの仰せを受け、春日社年預がその旨を了承したと

ころ、当時の氏長者である当殿下(九条道家)から勤行を押さえつける旨の仰せがあり、違乱が起こったという事が記されている。ここから、藤原五撰家の一つである近衛家が中心に行事を執行しようとした際、本来氏長者が行なうべき行事とし、氏長者によって春日社社司に対し取り押えるように言えるという事は、氏長者は春日社の祭祀に対する権限を有していることがうかがえる。

すでに竹内氏によって藤氏長者が春日社の祭祀を管理する権能を持つていと定義付けられているが、本節で氏長者と春日社行事の関わりを概観することによって、藤氏長者は、春日社の年中行事を創始する事が出来る権限を持ち合わせている事をはじめ、祭祀を行う春日社社司を任命する権限を有していること、また春日社社司に対し、春日社行事を取り押さえることを言えるという権限があることから、藤氏長者が春日社の祭祀を管理する権能を持つていた事が確認できた。

さて、ここで春日社における節日行事についての問題に戻ってみたい。節日行事については、中世の文献史料からは、その成立を示す確証的な史料は確認できない。しかし、これまでみてきたように、春日社における年中行事の成立背景を考えると、節日行事もまた藤原撰関家・氏長者の影響を受けることが推測される。

この問題を解明するには、まず、藤原撰関家における節日行事が、どのようなものとして位置づけられていたのかを明らかにする必要がある。その上で撰関家の側の問題を考察し、どのような過程を経て、春日社年中行事に節日行事が創始されたのかを明らかにしていきたい。

二 【藤原撰関家による節日行事の位置づけ】

① 【忠実・忠通・頼長の節日行事】

(一) 【執政所抄】にみる節日行事

撰関家内において、いつから節日行事が恒例行事であったのかは不明であ

るが、藤原忠実の代になると、節日行事が撰関家年中行事の恒例行事として行われていたことが明確に文献史料からうかがえるようになる。

『執政所抄』は撰関家の家政運営に関する年中行事をまとめたもので、諸行事における調度・用途を細かく記した記録である。元永元（一一一八）年三月から保安二（一一二二）年までの間に成立したものとされ、保安二年正月まで関白であった藤原忠実の個人的な所領の記載がうかがえることから、忠実の時代の年中行事の記録とされる。<sup>15</sup>

この『執政所抄』から、撰関家における節日行事の位置づけをみていきたい。正月節供条からは、節供における品目とその際に用いられる調度品などがうかがえる。<sup>16</sup>この史料の中で「殿下御料。朱器。」<sup>17</sup>「北政所御料。」<sup>18</sup>の箇所に着目したい。殿下御料とは、関白氏長者である忠実の用いる料のこ

とで、北政所御料とは、忠実の妻である源師子の用いる料のことをさすが、この際に殿下（関白・氏長者）が朱器を用いていることがうかがえる。朱器を用いる行事は、『執政所抄』から年間を通して正月元日・三月三日・五月五日・七月七日・九月九日の節日行事のみに確認できる。

撰関家における節日行事で、朱器とはいかなる役割を担うのか、次に考察したい。

#### (ii) 撰関家行事における朱器の位置づけの変遷

『江家次第』「大臣家大饗」によれば、氏長者の用いる朱器臺盤は、藤原冬嗣に由来し、勸学院に保管されている。また、氏長者として初めて任じられる際、朱器・臺盤を渡し、<sup>19</sup>氏長者が正月に主催する大臣大饗の際、この器を用いるものとする。

更に朱器臺盤がいかに氏長者にとって欠くことのない存在であったのかをうかがわせる出来事がある。忠実の嫡男忠通が氏長者となるが、忠実と忠通の不和によって忠実が強引に頼長を氏長者とした。『台記』久安六（一一五〇）年九月二十六日条によれば、忠実が忠通から強引に朱器臺盤を

奪い、頼長に授与し氏長者にするという事態が起こった。この際、朱器臺盤を受けて自らが所持することによって氏長者である証になると認識されていたことが理解でき、朱器臺盤が氏長者の象徴として位置づけられていることがうかがえる。

このように朱器臺盤は、藤原氏の氏長者の象徴として長者の代替わりの際に授受され、正月の氏長者の催す大臣大饗に使用される伝家の重宝であった。これは、氏長者にとって長者の地位を確認するものであり、朱器という大饗の道具で、公卿の和合結束を固めるための重要な役割をもつ象徴的なレガリアであると考えられていた。<sup>20</sup>

ところが、正月ごとに行なわれていた大臣饗は、『江家次第』「大臣饗」によれば、「近代任大臣明年正月行之」と、次第に大臣に任じられた翌年に限って行なうというように変化していく。

氏長者の権威を象徴的に補完する朱器臺盤を用いることで、公卿の和合結束を強めるのに重要な役割を果たしてきた正月大饗の行事は、大臣就任の翌年に限ってのみ行われる行事となった。これにともない、藤原氏の年中行事である節供行事が、正月大饗に替わって朱器を用いる行事となり、氏長者の位置づけ・公卿の和合結束を固めるための新たな役割を担っていったと考えられる。

藤原頼長が藤原撰関家・氏長者に就任した初めての正月大饗が、『台記』仁平二（一一五二）年正月二十六日条によると、「朱器初度大饗」として行なわれているが、正月大饗に先立って『台記』久安七（一一五〇）年正月元日条に「朱器節供、初度」と記されているように、氏長者に就任し、はじめての撰関家の恒例行事である正月元日の節日行事に、朱器が用いられていたことがうかがえるのだ。

このことは、朱器を用いた節日行事に正月大饗の果たす役割が移行したことを裏づける史料と考えられるだろう。

### 三【春日社における節日行事の成立過程について】

藤原摂関家・氏長者はどのような目的で、春日社の年中行事として節日行事を創始したのだろうか。

まず、はじめに考えられる成立年代としては、第一章でみた保安年間頃の御願による寄進から成立した御神楽と三旬御供と同様に、節日行事が成立した可能性があげられる。しかしながら、社家日記からは春日社の節日行事の際に供進される御供が、どれも摂津国垂水東牧からのものを用いておらず、保安年間以前から存在する春日社の神戸四ヶ郷や興福寺領などの庄から御供が供進していることがうかがえ、保安年間以前に成立していたと考えられる。それでは、春日社の節日行事の成立期をいつに求めることができるだろうか。

第一章では、保安の頃の御願で、春日社への寄進の対象となった行事が藤原忠実と忠通に深い関わりのある行事であることがうかがえる事を明らかにした。第二章では、忠実の代に節日行事が摂関家内の恒例行事として、氏長者の位置づけと公卿の和合結束を固めるための重要な行事として行われていたことを導き出した。これらを考え合わせると、春日社の節日行事についても、やはり忠実の代に創始されたと考えられる。

では、藤原摂関家・氏長者の忠実にとって如何なる目的のもとで、春日社に節日行事が創始されたのだろうか。

忠実の父師通は、康和元（一〇九九）年に三十八歳で急死する。同年、忠実は二十二歳という若さで氏長者、内覧に就任するが、関白に就任していた父の摂関職には就けず、藤原摂関家は、道長の摂政就任以来、常に存在してきた摂関が断絶してしまう。その後、忠実が関白に就任するのは、長治二（一一〇五）年のことであった。この忠実が摂関に就任しなかった理由として、二十二歳という若さは、最年少で摂政となった藤原頼通の二十六歳を下回っていることと、大臣以下の公卿は、摂関に就く前に兼通や道長のように一度、

内覧となるのが通例であった事、そして父師通の時代における院・天皇と関白の対立・軋轢が関白職の設置に消極的な空気を生んだと考えられることなどが指摘されている。<sup>2)</sup>

この様な忠実の不安定な立場によって、『殿曆』寛治元（一一〇四）年正月十四日条に「雖「物忌」戊剋許參「御堂」、今夜修正了也、（女房）密々令「参、姫君相具、今夜上達部・殿上人一人不「参、奇怪事、一家人々等一人不「参、不便無「極、」とあるように、藤原氏の氏寺の法成寺修正会に上達部・殿上人が一人も参らず、さらに摂関家からも一人も来なかつた事が記されており、摂関家やその周辺の人々が氏長者を軽んじていた様子がうかがえる。

第一章③節で概観したように、藤原氏の氏長者は、氏神社である春日社の祭祀を管理する権能を有していたことから、この権能を生かし、氏長者を中心とする摂関家の結束・安泰を求める祈願をするため、当時、摂関家の行事で氏長者の位置づけと公卿の結束を強化する役割を果たしていた節日行事を、春日社の年中行事として成立させるに至ったと思われる。以上の事から、春日社における節日行事の成立年代は、忠実が氏長者に就任する康和元（一一〇九九）年から関白に就任する長治二（一一〇五）年の間に成立されたものと導き出される。

#### おわりに

本稿では、春日社における節日行事に、藤原摂関家・氏長者の側の家の問題と年中行事観が反映されている事が推測されることから、摂関家・氏長者側の問題に重点を置き、春日社節日行事の成立過程をみてきた。

摂関家儀礼の中で、氏長者を筆頭とする藤原摂関家において家の節日行事の重要性と、氏長者中心の摂関家をめぐる社会状況が、春日社節日行事の成立要因となっていたことを考察した。

保安年間頃における氏長者・関白の御願で寄進の対象となった春日社の節日行事は、保安年間の成立ではないが、藤原忠実と藤原忠通父子の深い関わりのある行事であった。

この忠実の代には、節日行事に氏長者を象徴する朱器が用いられて、藤原撰関家内の氏長者の位置づけと公卿の結合を強化するための重要な役割を果たす行事として、恒例行事として行なわれるようになっていく事を明らかにした。

父師通が急死した後、忠実が氏長者に就任したものの、しばらくは撰関の職に就任出来なかつた事などによる地位の不安定さから、撰関家内の統率力と結束力の弱さが現れた。このため、氏長者が氏神社である春日社の祭祀を管理する権能を有していたことから、この権能を生かして、春日社にこの状況の打開を祈念するために、氏長者を就任した康和元（一〇九九）年から関白に就任する長治二（一一〇五）年の間に節日行事が成立するに至つたのだという事を導きだした。

本稿では、春日社に絞って節日行事をみてきたが、他の神社の例もみることで節日行事成立過程は如何なるものであつたのかをさらに明らかにすることで、中世神社祭祀の実態を解明する一つの足がかりとしていきたい。

### 註

- ① 拙稿「神社年中行事における基礎的考察」、『國學院大學大学院紀要—文学研究科—第三十八輯』（國學院大學大学院 二〇〇七、三月）
- ② 丸山裕美子「唐と日本の年中行事」、『日本古代の医療制度』（名著刊行会、一九九八）
- ③ 竹内理三「氏長者」、『竹内理三著作集 第五卷 貴族政治の展開』（角川書店、一九九九）
- ④ 池和田有紀「春日社の御神楽—撰関家との関わりから—」、『芸能の中世』（吉川弘文館、二〇〇〇）
- ⑤ 元木泰雄「第七 関白の罷免」、『藤原忠実』（日本歴史学会、二〇〇〇）

- ⑥ 元木泰雄「第四白河院政の確立—二撰関家の成立—」、『藤原忠実』（日本歴史学会、二〇〇〇）
- ⑦ 忠実の内覽停止の際、忠実が春日社へ祈願した様子が『古今著聞集』第一巻 神祇一からうかがえる。

知足院殿内覽宣旨をとどめられさせ給たる事あり、ねんころに春日大明神に祈念せさせ給ける程に、大明神北政所に付せ給て、今一よはあるべきなりと両三度仰せられけり、歌を一首よませ給たりけるとかや、尋でしるすへし、大明神遷御の後そ北政所例の御心にはなり給にける、はたして更又御出仕ありて、天下の政を執せたまひにけり、これ併大明神の御めぐみなり（略）

ここには、忠実が春日大明神に祈願する様子が描かれるとともに、また、春日大明神が忠実室（師子）に憑依して、忠実の職が復することを託宣し、はたして託宣の通りになつたことが述べられている。『皇代曆』保安二（一一二二）年正月十七日条には「如本忠実蒙内覽宣」とあり、忠実は内覽の停止が解かれ復帰している。

- ⑧ 御神楽の二季制が確認できるのは、『中臣祐重記』養和二（一一八二）年三月十九日条に「御神楽十九日」・同年十二月二十二日条に「冬季ノ御神楽一度、又廿三己未御神楽」と記されている。『同記』元暦二（一一八五）年九月二十七日・二十八日条には、「廿七日未、廿八日戌申、令御神楽行給也、去前四年冬氣御神楽延引也、年御神楽 彼二度延引御神楽、九月廿七日・廿八日令行給也、去前四年冬氣御神楽延引也、年御神楽」とあり、延引されていた治承四（一一八〇）年冬季分と養和元（一一八一）年冬季分を元暦二（一一九一）年に振り替えている。延引された治承四年・養和元年の冬季に御神楽を行なう予定であつたことがうかがえ、このことから、治承四年の時点で御神楽二季制が確立していた事が理解できる。
- ⑨ 『百鍊抄』永久四（一一一六）年三月六日条、『殿曆』永久四年三月六日条
- ⑩ 高橋美由紀「藤原氏の春日信仰における神事と仏事の關係について—玉葉の春日神事記事を中心として—」、『日本文化研究所研究報告 第十二集』（東北大学日本文化研究所、一九七六）

⑪ 春日祭成立に関しては岡田莊司氏が詳細に論じられている。氏の論の要点をまとめると以下ようになる。

正倉院の天平勝宝八（七五六）年に記された『東大寺山塊四至図』に「神地」と示されていることと、昭和五十二年に春日社の境内から発見された奈良前期のコの字形の築地塀がこの「神地」の区画と一致する場所であることなどから、奈良前期に藤原氏によって祭祀が行なわれていたことが推測される。

鎌倉初期の社家によって書かれた記録『古社記』・『春日御社御本地并御託宣記』

『中臣祐賢春日御社縁起注進文』によると、神護景雲に御蓋山の麓の社地に南面の神殿が造立されたことが記されている。また、これらの記録から神護景雲の神殿創建にあたって、称徳天皇と藤原永手が深く関与していたことが窺える。神護景雲二年は、孝謙天皇が重祚された称徳天皇の時代であり、天皇の母は光明皇后、外祖父は藤原不比等にあたり、藤氏の血をうけ、外戚関係にあたる藤原氏の氏神へ格別の意識をもって、恒常的建造物の神殿が建てられ朝廷の公的祭祀（公祭）を受ける格別の社とされた。

『三代実録』元慶八（八八四）年八月二十六日条の「新造神琴二面奉」春日神社、以「神護景雲二年十一月九日所充破損也」では、創始説に当る日に寄せた神琴が一一六年後に破損したため新しく造り直されたという記事から神殿創立の時、朝廷から神琴が造進された事がうかがえる。また、『儀式』春日祭条によると、春日祭には、神祇官人が神琴師を率いて参向する例になっており、祭祀には神祇副が神琴師の名を喚び、神琴師二人称唯したのち、笛工とともに琴を奏している。この神琴二面は神琴師によつて奏された祭具であることが想定でき、『儀式』春日祭条の基本的次第は神護景雲二年の祭祀を踏襲していったものと推測される。以上のことから、春日祭として公祭となった起源が神護景雲二年にあると論じられている。（詳しくは岡田莊司著『第一編 平安時代前期の祭祀制』第二章 平安前期 神社祭祀の公祭化・上 第一節春日祭の成立」『平安時代の国家と祭祀』（統群書類従完成会、平成六年）を参照）

法華八講は、興福寺別当の主催により季頭・副季頭が学侶から選ばれ法会を行なう。春日社側は、神主もしくは正預が氏長者から祝師（のつとし）を命ぜられ、社司は奉幣を行ない、直会殿（八講屋）で行なわれる行事である。

成立年代を示す史料は以下の二つの史料があげられる。

『中臣祐賢春日御社縁起注進之』

自寛仁元年御八講被始行、春二月廿日、秋十月廿日、但、自康平八年、春四月、秋九月被定置了、

『興福寺年中行事』四月九日条（永仁六（一一九八）年に書写）

春日御社八講始行事

寛仁元年<sup>丁</sup>二月廿日始行之 同年十月廿日被勤行 中間十九箇年断絶畢

長元八年<sup>乙</sup> 四月勤修之 同年九月四日勤行之 自今年以此兩日被（点）定

日畢

長者殿下内大臣頼通<sup>字治敷</sup> 別当権大僧都琳懐 権別当扶公<sup>自長元八年書寫</sup> 長者廿七

代 寺務四十八代

而史料ともに春日八講は寛仁元年に始まり二月二十日・十月二十日に行われていた事がうかがえる。

八講を行なう月が定まるのは『中臣祐賢春日御社縁起注進之』では康平八年、興

福寺年中行事』では長元八（一一〇三五）年と異なるが、後年になり四月、九月に行なうようになる。この他『興福寺年中行事』からは、長元八年までの間に十九年間春日八講が断絶していたともうかがえる。法華八講の創始背景には、永島福太郎氏「春日大社の歴史」三「春日社と興福寺の一体化」『春日明神』（筑摩書房、昭和六十三年）、堀池春峰氏「第二章 南都の繁栄 一節 春日社八講」『奈良市史 通史二』（奈良市史編集審議会、平成六年）によると、興福寺の働きかけによるものとする。石清水八幡宮や八坂神社（祇園社）が勧請され、それぞれ神宮寺が祭祀することになり、興福寺は春日社の鎮守化を望んでいた。氏長者良房の春日社大拡充を氏寺興福寺は羨望していたが、氏長者は興福寺の春日社祭祀は許さなかった。神仏習合思想にもとづき、興福寺は春日大明神を法相宗擁護の神と説くが、興福寺の春日社への進出は酷しく制止される。後年、これら興福寺の働きかけによつて氏長者から社頭法会の開催を許され、社頭法華八講は興福寺の春日社進出として意義深いものと論じられている。

若宮祭の成立に関しては、『中右記』保延二（一一三六）年九月十七日条によると、『春日若宮始祭、自今以後長為式日之由、被仰下』とあり、保延二年に春日若宮祭が始まり、九月十七日を長く式日とするように時の氏長者で関白の忠通の仰せがあったとされる。

『中右記』は、後に中御門右大臣といわれた藤原宗忠が書いた日記で、若宮祭が始められた保延二年九月には内大臣、同年十二月に右大臣になっている。この宗忠は関白忠通の身近に家司として仕えた人物であり、当時の事柄として確証のある史料と考えられる。

若宮祭創始の背景に関する確証的な史料は残されていないが、創始前の長承年間には雨が多く、全国的に洪水飢饉に見舞われ、また悪疫が流行していた時期であり、長承三年は最もひどく、五月六月に長雨が降り、京中で川があふれ（『中右記』長承三年五月十七日条）、十月には咳が流行した（『中右記』長承三年十月二十五日条）。『中右記』長承四年三月十七日条によれば、院より賑恤米数千石が放出され、同年七月には諸道博士に対し、天下の異常・疾疫・飢饉・盜賊等のことを勧進する（『勸文 敦光朝臣 変異疾疫飢饉盜賊等勸文』、『本朝統文粹』長承四年七月二十七日条）という異常事態にあった。

この事態に当時の摂関政治における中心的存在である藤原氏が救済のために、水的性格を有する若宮神に祈願するため創始したと考えられている。

この他、若宮祭創始には、興福寺の大衆が深く関わっていたとする説もあげられている。

永島氏は、春日社の祭祀権を握ることは大和国を支配する上で必要不可欠のこととて、興福寺と大衆は大和国支配を強化するために、春日社の祭祀を加わること

しくは「社寺王国」、『県史シリーズ29奈良県の歴史』（山川出版社、昭和四十六年）を参照されたい）

大東氏は、若宮御祭は藤原撰関家である忠通、弟頼長らが中心となって企画したもとと考えた上で、『大乘院日記目録』保延三年九月十七日条、「若宮礼始行之、寺務并大衆儀定、今度大願立願也」に着目し、この史料の記述年代に問題点があるものの、中世における衆徒達の若宮祭に対する意識を窺うに足る史料として評価し、直接神事に関わることは社家が行なっていることから司祭権は社家が持つが、祭礼権は興福寺の大衆が持つっており、深く若宮祭に関わったと論じている。（「おん祭の歴史」『春日若宮おん祭の神事芸能』（奈良市教育委員会、昭和五十七年）参照）

(14) 竹内理三 注(3) 参照

(15) 『平安時代史事典』「執政所抄」の項目参照（古代学協会・古代学研究所、一九九四）

(16) 『執政所抄』 正月節供事条  
御節供事。

殿下御料。朱器。

懸盤六前。盤。

打敷。用舊。

菓子八坏。

四坏。石榴。棗。柏。松。

四坏。甘子。橘。梨。栗。

粉餅八坏。梅枝。桃枝。餠餠。桂心。

唐東八坏。黏臍。餠餠。餠餠。團喜。

干物八粉。干鳥。焚割。蒸餠。瓢焼。

干鮭。干鯛。押鮎。白干。

粉熟。在小角

御蓋。豆汁

四種坏。

御酒臺酒五升。

已上家司御所課。舊年以御所宛旨令催申之處。請取御朱器被調進之。朱器御

倉開闔家司下年預下家司。

御殿油。御出給

北政所御料。御出給

打敷一帖。六尺四幅

打敷十二枚。在面。御中

御箸。

四種坏。

粉熟。豆汁

時菓子八坏。同前。

粉餅八坏。同前。

唐菓子八坏。唐菓子

干物八坏。同前。

件御料。居同土高坏供之。

女房衝重。甘前。

已上舊年以所宛旨。重催申所課。家司令勤仕之。

御殿油。御出給

(17) 両方御節供。四位陪膳。五位并所司官人役送。件事元三御装束行事所令催之。

『水左記』承保二（一〇七五）年十月三日条の長者交替の際の行事には、長者印

の受け渡し・渡狂券文の受け渡し、薨斤の授受と共に朱器臺盤は氏長者にとつて

最も重要な物として授与されている。

(18) 正月の大饗とは、撰関やそれぞれの大官が私邸に宴を設け、親王・公卿を招いて饗宴をする行事である。『江家次第』「大臣大饗」では、「自餘大臣大饗用赤木

黒柿机・様器等」を用いるとされるが、「藤氏一大臣用朱器・臺盤」として

大臣家が藤原氏の氏長者であれば、長者交替の際に受け継いだ朱器臺盤を用いて

正月大饗を行なった。朱器臺盤が藤原氏の氏長者にとつて重要であったことが示

される。

(19) 『江家次第』「大臣家大饗」条、藤氏長者朱器・臺盤、閑院左大臣冬嗣公御物、

在「勸學院」、長者初任之時渡之、正月大饗用此器也、

岩井隆次「朱器台盤考」『古代文化』第三五卷第二号（古代学協会、一九九八）

(20) 元木泰雄「藤原忠実」『日本歴史学会』二〇〇〇

(21)